

介護職員等(特定)処遇改善加算制度に伴う職場環境等要件の実施内容

(平成20年10月以降)

(令和2年3月1日現在)

(1)	資質の向上	<ul style="list-style-type: none">①介護福祉士等の資格取得助成②認知症ケア、マネジメント研修等全職員に研修の機会を与える③職員の自己評価を取り入れた面談を毎年実施④キャリア段位制度と人事評価との連動の実施(定期昇給等)
(2)	労働環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none">①新規採用者育成計画に基づく指導者の配置②利用者の健康管理と夜勤職員の負担軽減を図るために介護ロボットを導入(見守り支援)③理学療法士による介護職員の腰痛予防教室を開催⑤現状の業務を洗い出し、作業の効率化を図る⑥毎朝のミーティング時及び出勤時の引き継ぎをルール化し、情報の共有化を図る⑦定年の引き上げを実施(70歳まで)⑧一般事業主行動計画の策定(平成30年～令和5年)<ul style="list-style-type: none">ア 育児等に関わる両立支援の取り組みイ 年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間7日以上とするウ 女性の管理職の育成のため、副主任以上の役職への登用を図る
(3)	その他	<ul style="list-style-type: none">①キャリアアップ有期実習型訓練を実施(実績2名)②正社員転換制度による正社員への転換(実績6名)③高年齢者(60歳以上)の雇用(実績6名)